

取調べを受けることになったら

－取調べを受ける心がまえについて－

後藤・しんゆう法律事務所

2022年12月8日版

この冊子は、捜査機関（警察や検察など）で、被疑者として取調べを受ける可能性がある人たちに、取調べの心がまえについて理解していただくために作成したものです。

1 はじめに

私たち刑事弁護士は、被疑者とされる方々に、とにかく黙秘することをお勧めしています。少なくとも、弁護人（弁護人となろうとする者）と接見するまでは、「黙秘します」というひと言だけで（正しくは、そのひと言も不要です）、後は取調官から何を言われても、ひたすら黙っていることをお勧めします。仮に何かを話すにしても、**弁護人と相談してからでも全然遅くありません。**

その理由について、今からご説明します。

2 なぜ、黙秘なのか－黙秘は真実を守る

まず、**なぜ黙秘すべきなのか**という根本問題です。少し難しい話も出てきますが、重要な点です。

最近、事件報道で「被疑者は黙秘している」という表現をよく耳にします。皆さんの中にも、そのような報道を目にした方もおられると思います。刑事弁護の立場から言えば、ようやく日本でも「黙秘権」の重要性が理解されるようになってきた、と思えるところなのです。黙秘権ほど重要でありながら（憲法38条、刑事訴訟法311条で保障されています）、理解されにくく、かつ行使されにくい権利

も珍しいと言わざるを得ません。憲法上の権利を行使することをためらってしまうとは、きわめて奇妙なことです。これでは「権利」と言っても、全く役に立たない権利です。

どうして黙秘権は、行使しにくいのでしょうか。

私たちは、黙秘権に対するいくつもの誤解があるからだと考えています。

誤解の中で、最大のものは、「黙秘をすると不利になる」というものです。確かに、黙秘したことによって自分の言い分を明らかにならなければ、自分にとって不利になると考えるのは、人間の心理として自然です。特に、無実を訴える立場であればあるほど、必死になって、自らの言い分を取調官に訴えたくなるものです。

しかし、ここにこそ、大きな落とし穴があるのです。言い分を述べて、それが有利に作用するとすれば、それは取調官が、その言い分に対して、聞く耳を持っていることが前提です。しかし、ほぼ間違いなく、取調官は、被疑者の言い分について聞く耳をもっていません。なぜなら取調官は、常日頃から「被疑者は嘘をつくものだ」「被疑者の言い分を信じてはいけない」と教えられ、実際にそのように信じて取調べに当たっているからです。

もちろん、取調官の中には、人格も能力も非常に優れた方が多いことは間違いありません。しかし、いかに高潔な取調官であっても、捜査を担当する「被疑者は嘘をつく」という予断からは逃れられません。疑うことが自らの職責である彼ら／彼女らにとって、その予断は一種の宿命とすら言えるのです。

特に、すでに強制捜査により、被疑者を逮捕した時点で、捜査機関は、被疑者を犯人だと断定した上で取調べを開始しています。厚労省元局長事件で無罪となった村木厚子さんは、大阪地検特捜部の取調べにおいて、遠藤裕介検事から「僕の仕事は、あなたの証言を変えさせることです」と言われ、ショックを受けたと書いておられますが（村木厚子「あきらめない」日経 BP 社 164 頁）、この遠藤検事の言葉こそが、取調官の本音を示しています。

「被疑者は嘘をつくものだ」と信じている取調官に対し、黙秘権

を行使せず、自分の言い分を述べたらどうなるでしょうか。

信じてもらえるはずだと考えて、自分の言い分を一生懸命に説明したとします。しかし、目の前の取調官は、一向にこちらの説明を受け止める様子はありません。何を言っても、相手にすらしてもらえません。信じてもらえると思って話したことが一切信じてもらえないことは、がっかりくるものです。行き着く先は、絶望です。絶望へのあきらめから、取調官の誘導に迎合してしまうことも多いのです。実際、過去多くの無実の人が、この絶望から虚偽の自白に陥っているのです。

遠藤検事が村木さんに述べたように、取調官からすれば、被疑者の弁解はあくまで「嘘」であって、信じる対象ではありません。「変えさせる」ターゲットなのです。被害者や目撃者、共犯者らの供述が、被疑者の供述と整合しないのであれば、彼らに被疑者の供述を伝えて、これを否定する供述を確保しようとしています。取調官は他者の供述を教えることを「当てる」と表現しますが、「被疑者の供述を目撃者に当てて、真偽を確認する」という名目のもとに、被疑者の知らないところで、被疑者の供述は「証拠に合わない不合理なもの」とされてしまうのです。

さらに、被疑者が取調べで一生懸命説明しても、その内容がそのまま被疑者の供述調書となるわけではありません。取調べは、取調官と被疑者との問答で成り立っています。そこには単なる問いだけでなく、誘導、時として脅し、叱責、説得など、さまざまな要素がでてきます。これに対し、被疑者の側も単純に応答する訳ではありません。時として、反発、抵抗やためらいもあれば、打算、妥協、迎合などのさまざまな対応が生じます。ところが、**供述調書ではそのような多くの要素は、消えてなくなってしまう**。取調官が被疑者の供述から得た情報を基に、被疑者に成り代わって、被疑者自身が書いた文章であるかのように**作文してしまう**のです。「私は、被害者死ぬかもしれないことをわかりながら、手にしたナイフを、被害者の胸めがけて突き出したのです」といった具合です。

このような密室取調べを利用（悪用）した数多くの取調べテクニ

ックがあります。もっとも典型的なのが、**作文を利用して微妙なニュアンスを変えてしまう**ことです。被疑者がこれに対抗するのは、非常に難しいものです。事前に供述調書が検事の作文であることを知りつつ取調べに臨んだ村木厚子さんですら、「(共犯とされる人物に) 会った記憶はないが、会っていないと言いきれない」と説明したにもかかわらず「会ったことはない」と断定的に作文された調書に署名押印してしまったというのです(村木厚子前掲書 166 頁)。村木さんが何度抗議をしても、遠藤検事は、「これでいいんです。調書とはそういうものです」と言い張り、結局村木さんを押し切って、サインさせることに成功しています。実は、ここにはいくつもの「テクニック」が隠されています。作文によるニュアンス変更のほか、「調書とはそういうものだ」という詭弁(相手の未知の土俵に引きずり込む)、権威(検察官という権力)と密室を利用した心理的圧力(目前の者との関係性に縛られる)などです。さらに、遠藤検事は、あえて共犯者供述と露骨に矛盾する調書とすることによって、村木さんの否認供述の信用性を低下させようとしたのです。証拠を独占している検察官からすれば、被疑者にわからないように、被疑者調書と証拠との矛盾を作り出すことも簡単です。作文調書である限り、取調官にとって、このようなニュアンスのすり替えは、決して難しいことではありません。

つまり、黙秘せず、供述してしまうと、有利になるどころか、むしろ被疑者は泥沼に陥ってしまうのです。あえて言えば、供述は弁解つぶしの対象を教えるにすぎず「敵に塩を送る」ことと同じといえるのです。

逆に、黙秘権を行使していればどうでしょうか。取調官は、弁解つぶしのターゲットがわかりません。作文もできません。そのため、黙秘に直面した取調官は、強い不安を感じるのです。実際、筆者のアドバイスによって黙秘を貫いた事件の多くでは、多くの取調官が、不安に陥り、時として、被疑者を大声で罵倒して「口を割らせよう」としてきました。中には「とにかく何か話してくれ」などと、被疑者に懇願する取調官もいました。大声で怒鳴っている取調官は、実

は怖いのです。

黙秘権の行使は、被疑者を不利にするものでも、決して真相解明を妨げるものでもありません。**黙秘は、真実を守り、無実であるとの訴えを守る**のです。まず、**発想を転換し、黙秘すると不利になる**との思い込みから脱却することが必要です。

3 なぜ、黙秘は難しいのか？－密室の心理

黙秘は真実を守ると書きましたが、実際の取調べにおいて黙秘権を行使するのは難しいものです。弁護人が「あなたには、黙秘権があります」という説明をただけでは、ほとんどの方は、黙秘権を行使できないでしょう。実際、「黙秘を勧めます」とアドバイスしても、なお「依頼者が黙秘できなかった」という若手弁護士の嘆きもよく聞きます。

たとえ弁護人が、「黙秘しても不利にはならない」あるいは「黙秘した方が有利ですよ」と説明したとしても、なお依頼者としては黙秘をできないことも多いのです。依頼者としては、そのような説明を受けたからといっても、心の底から納得できるとは限りませんし、仮に理屈で納得できたとしても、取調室で黙秘を実践できるかは別問題です。

黙秘が難しい理由は、単に「有利・不利」といった損得だけではありません。これから取調べを受ける皆さんとしても、なぜ、黙秘権行使が難しいのかを十分に分析し、理解しておくことが必要です。

1 黙秘権告知の実際

被疑者に対する黙秘権告知の実際はどのようなものでしょうか。

取調官は、被疑者の取調べについて定めた刑事訴訟法 198 条 2 項は、「前項の取調（引用註：被疑者取調べのこと）に際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない」と定めています。これが「黙秘権の告知」と言われるものです。この告知だけで、黙秘権を行使できる被

疑者はまずいません。ちなみに、多くの人は「じこのいしにはんしてきょうじゅつするひつようがない」と耳で聞かされたとしても、それだけでは何のことかわからないでしょう。

実際の実務では、大体次のように告げられているようです。

取調官「あなたには黙秘権がありますから、言いたくないことは言わなくていいですから。わかりましたか？」

取調官から「わかりましたか？」と聞かれて、「いえ、わかりません。モクヒケンってどういうことですか？」と尋ねることはできるでしょうか？まず、無理でしょう。まず、誰もが「わかりました」と答えるはずです。実際、被疑者調書の冒頭には、「刑事さんから説明を受けて、言いたくないことは言わなくてよいという権利があることはよくわかりました」などと書かれていることが多いのです。しかし、「わかりました」と答える人のうちの一体どれだけの人が、黙秘権の本当の意味を、正確に理解しているといえるのでしょうか。たとえば、取調官が次のような質問をしたら答えられますか？

取調官「わかったのですね。では、あなたの言葉で良いので、黙秘権がどのような権利か説明してみてください」

この質問には、意図せずに「黙秘」してしまうのではないのでしょうか。しかし、心配は無用です。日本の取調官は、被疑者が黙秘権の意義をちゃんと理解しているかどうかをテストなどしないからです。実際を取調べは、被疑者が黙秘権をちゃんと理解しているかどうかにかかわらず、理解していることを前提に、着々と進められていくのです。そもそも黙秘権を行使すべきかどうかの判断は、非常に難しいものです。しかも、取調官によっては、黙秘権の教示の後に次のように付け加えてきたりします。

取調官「でも、嘘をついて良いわけではないからね。話す以上、

正直に話しなさいよ」

確かに、黙秘権は嘘をつく権利ではありません。しかし、「黙秘」と「嘘をつく」こととの関係は微妙です。被疑者には、黙秘権行使には条件があるかのように聞こえるでしょう。何より「嘘はつくな。正直に話せ」の方が印象に残ると思われれます。このようなさりげないひと言であったとしても、黙秘権行使を妨げる効果は十分です。しかも、これはあくまで、取調べ開始時のやりとりです。その後延々と続く取調べでは、取調官は黙秘権を前提とすることなどありません。

もし、あなたが、黙秘権を行使しようとするれば、どうなるでしょう。

取調官が「わかった。では、君の黙秘権を尊重して取調べをやめよう」とは言いません。多くの場合、次のような「説得」が始まります。

取調官「おう、黙秘か。誰に入れ知恵された？ 弁護士か？」

被疑者「……」

取調官「本当に、それでいいのか？ お前にも言い分があるだろう。言い分をちゃんと言っておかないと、まずいんじゃないか？ 言い分もないままに起訴されるぞ。黙秘していたら、隠してるんじゃないかと思われるだろう。裁判官はどう思うかな？」

こんなに「穏やかな(?)説得」であるとは限りません。

「お前、弁解もようせんのか！」

「弁護士のいうこと聞いとったら、後悔するぞ！」

「決めるのは、弁護士やない！ お前やろ！」

罵声を浴びせられるかもしれません。

「弁護士は金だけや。お前のことなど考えてないぞ」

などと言ってくるかもしれません。

このような脅迫まがいの取調べは論外としても、残念ながら、現在の日本の刑事実務では、被疑者の黙秘権行使に対し、取調官が黙秘をやめるよう「説得」することは問題とされていません。実際、可視化された取調べの中でも、黙秘する被疑者に対し、取調官が延々と執拗に供述を求めるシーンが残されていたりします。彼らには、黙秘権を行使する被疑者の取調べを続けることが黙秘権の侵害となるという発想はないのです。

しかし、ここでの「説得」とは、要するに、被疑者にとって、黙秘することは不利であり、供述することこそが利益であると思わせることです。単なる有利・不利ではなく、取調官は、「供述することのメリット」と「黙秘することのデメリット」をことさらに強調します。

これらの説明は、誤りです。黙秘することによって不利益と扱われないという黙秘権の本質を無視しています。「説得」という名目であっても、黙秘権を侵害する違法なものと言うべきです。

4 黙秘権行使を困難にする被疑者心理

とは言え、いくら弁護人が「あらゆる説得は黙秘権侵害だ」と言ってみたとところで、残念ながら日本の取調べ実務がすぐに変わるわけではありません。ほとんどの取調官は、今後もしばらくは「説得」をやめないでしょう。

また、理屈として「説得は誤っている」と言ってみたとところで、被疑者心理としては、やはり「黙秘は不利になるのではないか」という感覚から逃れるのは難しいものです。理屈で理解することと、実際の心理にはギャップがあるものです。

その被疑者心理として厄介なのは、「人間は目の前にいる人間との関係性に強く影響される」ことです。

人間は、とにかく目の前にいる人間に対し、拒否的な態度を続けるのは難しいものです。ついつい目の前にいるセールスマンの勧誘

を断れないで、不必要なものでも買ってしまうのは、その一例です。取調べで被疑者は、密室という閉ざされた空間の中で、取調官とたった1人で立ち向かわなければなりません。

黙秘権行使という「拒否」を貫こうとするだけで、心理的な負担となってしまうのです。しかも、取調官は、権力者です。人間には、権威に無自覚に従おうとする心理がはたらくものです。

5 黙秘の仕方

では、どうすれば黙秘できるのでしょうか？

そこには技術が必要です。

取調べでは、弁護人の立会いが実現していない現時点では、被疑者は1人で取調官と向き合わなければなりません。困ったことに、人間は、社会的な生き物です。目の前にいて、いろいろ話しかけてくる人間を無視することは難しいのです。また、人間は、「何が将来自分にとって得か」より「目の前の人間とどう接するのか」を重視しがちです。目の前にいる人間から話しかけられれば、それを無視する形で黙秘をするより、それに答える方がよほど精神的に楽なのです。しかも、日本の場合、黙秘をしたからといって取調べが終わるわけではありません。長時間、1人で取調官と向き合わなければならぬ精神的負担は並大抵のものではありません。ですから、「黙秘してください」とアドバイスされたからといって、簡単に黙秘できる訳もないのです。

ではどうすればよいのでしょうか？

まず、「目の前の人間を無視する」ことが、人間心理として難しいことを認めることから始めましょう。

なぜ目の前の人間を無視することが精神的に苦痛なのかは、難しい問題です。仲間を無視しないことは、人間が社会性を持って進化する中で、人間の遺伝子にすりこまれた本能のようなものかもしれません。あるいは幼いころからのしつけや社会的適応の中で、知らず知らずのうちに身についたものかもしれません。いずれにせよ、目の前の人間を無視することは、それだけで精神的苦痛を感じるも

のです。あなたが人間である以上、その苦痛から逃れることはできません。

その上で、「あえて」無視するのはです。一步引いて考えてみれば、無視したとしても何の問題もありません。確かに怒鳴られるかもしれませんが。取調官は嫌みを言い続けるかもしれませんが。さすがに近時、暴力的な取調べは影を潜めています。万一何らかの暴力があったとしても、弁護人にそのことを伝えてください。弁護人はすぐに対応することが可能です。とにかく目の前の取調官に「弁護人を今すぐ呼んで下さい」と言ってください。どうしても目の前の取調官に言えないというのであれば、留置管理の人に同じように伝えてください。絶対に暴力は続きません。

つまり、取調官を無視して機嫌を損ねても、ほとんどが「嫌み」の程度にとどまるのです。精神的苦痛は、実は自分の頭が無意識のうちに作り出した、「目の前の人間を無視すべきではない」という一種の幻想なのです。つまり「無視すればよい」。それだけのことです。

とはいえ、それだけでは身もフタもありません。どうして、「目の前の人間を無視すべきではない」と思ってしまうのか、その心理をもう少し考えてみましょう。人間は、目の前にいる取調官が何か言葉を発すると「自分がどう対応すべきか」と考えてしまうものです。そして「どう対応すべきか」という意識に反して、何も対応しないことに苦しさを感じてしまうのです。しかし、これも一步引いて考えてみれば、これも意識して出てきた考えではありません。無意識のうちに、勝手に生じてしまう考えです。少し意識すれば取調官の言葉に「どう対応すべきか」などと考える必要はありません。ところが、人間とは厄介な生き物です。「考えないでおこう」と考えると、人間は「考えてしまう」のです。

ではどうすればよいのでしょうか。「考えないでおこう」と考えるのではなく、「別のことを考える」のです。密室の取調室で、取調官の存在を無視して、「別のことを考える」のは難しいように思えるかもしれませんが、これも、そう考えるから難しいのです。とにかく「別のことを考える」のです。やってみればそれほど難しくはないはずで

す。

そして、取調べのときに「別のことを考える」一つの方法として、うってつけのものがありません。「自分がどう対応するか」を考えるのではなく、「取調官の発問をひたすら覚える」のです。そして、覚えた内容を被疑者ノートに記録し、弁護人との接見で教えてください。

これまでも依頼者にこの方法を勧めてきました。長い取調べで、単に黙っているより、よほど楽になった、という感想を聞くようになりました。

どうでしょうか？取調べでは「何も考えずに、とにかく黙っててください」というより、「相手の言葉にどう対応するかを考えるのではなく、ひたすら覚えておいて、被疑者ノートに記録してください」という方が、具体的で、実行しやすいのではないのでしょうか。

6 雑談に応じるべきか？

さらに具体的な黙秘の方法論について触れておきたいと思います。

「雑談には応じてもいいですか？」

依頼者に黙秘を勧めたときによく聞かれる質問です。

すでに述べましたように、「目の前の人間を無視する」ことは、人間心理として難しいものです。

そこででてくるのが、

「事件のことについては黙秘を頑張りますが、雑談には応じてもいいですか？」

という質問です。

結論としては、「雑談にも応じない」ということを勧めています。

「事件のことについて黙秘し、雑談には応じる」。簡単なように聞こえるかもしれませんが、ほぼ不可能であると思うからです。

まず、捜査の段階では弁護人にもほとんど情報がありません。せいぜいわかるのは、勾留状に書かれている被疑事実です。捜査機関がどのような証拠を入手しているのか、どの範囲の関係者から話を

聞いているのか。捜査段階では、ほとんど把握できません。捜索差押時に押収された証拠、任意提出した証拠以外にも、捜査機関は様々な証拠を収集しています。起訴され、いざ証拠開示を受けてから、こんな証拠もあったのか！と思うこともよくあります。

このような中で、依頼者が、取調官のこの話は事件の話だ！これは雑談だ！と判断することは非常にリスクが高いといえます。もしかすると、取調官は、その雑談から新たな証拠のありかや関係者の有無を聞き取ろうとしているかもしれないのです。雑談のように聞こえて、実は余罪の聴き取りにつながっているかもしれません。『「これが事件の話、これは雑談」と明確に分けられる』と考えること自体が誤りだと言わざるを得ません。

これまで、依頼者が雑談にも応じず完全に黙秘をしている場合、そのうち取調べ自体が行われなくなっていくことが多くありました。逆に、「雑談」と判断したものに応じていると、もしかしたら話すかもしれないと思われるのか、取調べが延々と続けられることがあります。以前には、依頼者が「雑談」と考えて話した内容が大量に記載された報告書が作成されていたこともありました。依頼者の署名押印はなく、供述調書として取り扱われることはありませんが、そのような証拠も検察庁には送られます。

また、身体拘束されている事件では、勾留後、勾留延長請求がなされることがほとんどです。その際、延長を請求する検察官は、請求理由として、「被疑者取調べ未了」をあげることが多くあります。このとき、最初の10日間で完全黙秘（雑談にも応じない黙秘）をしていると、黙秘している被疑者に対してこれ以上の取調べは不要であると主張することができます。しかし「雑談」と判断したものに応じている場合には、主張として弱い部分が出てきてしまいます。つまり、「一定の話には応じていることからすれば、取調べを続けることで供述が得られる可能性が高い」などと捜査機関側が主張する余地を与えてしまうのです。完全黙秘をしていても、「被疑者取調べ未了」を理由とする勾留延長がまかりとおっているのも事実ですが、「黙秘する被疑者に対し、取調べ未了を理由に勾留を延長するのは

黙秘権侵害だ！」と主張し、闘っていくためには、「雑談」にも応じないということが重要です。

ですから私たちは、「雑談にも応じずに黙秘頑張ってみましょう。相手の言葉にどう対応するかを考えるのではなく、ひたすら覚えておいて、被疑者ノートに記録して、私に教えてくださいね」とお勧めしているのです。

以上